

京 都 大 学 高 等 教 育 研 究 開 発 推 進 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 高等教育研究開発推進センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価等、教授システムに関する実践的研究を行う。</p> <p>2 高等教育研究開発推進センターは、本学の教育活動の改善について、専門的立場から助言及び協力をを行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づいて有する教育内容及び方法の改善に係る機能について、他の大学の利用に供するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(部門)</p> <p>第6条 高等教育研究開発推進センターに、次に掲げる部門を置く。 高等教育教授システム研究開発部門 教育メディア研究開発部門</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 高等教育研究開発推進センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価、<u>教育制度、ICT活用等の教育システムに係る研究、開発及び実践</u>を行う。</p> <p>2 高等教育研究開発推進センターは、本学の教育の改革及び改善について、専門的立場から<u>調査、企画、実施及び評価し、それに基づく助言及び協力</u>を行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、<u>実践的研究に基づく成果を、本学の教育の質の向上に供し、及びその発信等により国内外の高等教育の発展に寄与するものとする。</u></p> <p>(部門及び室)</p> <p>第6条 高等教育研究開発推進センターに、次に掲げる部門及び室を置く。 高等教育教授システム研究開発部門 教育メディア研究開発部門 <u>教育アセスメント室</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>